螢蠅抄　一

通

典故

第百八十三函

十四

35-4
特別
和書
第三十五番
三二六二六號
共六

内閣文庫			
番號	和	32626	
冊數		6（	1）
函號	特	35	4

共六

特 35-4

国立公文書館
National Archives of Japan

日本政府圖書

春秋のまつりごとはかゝる下しもじもにまでおよびて虫の音も成
もれなくあまねく雨しハ松風の音なきを雲と
なりて学びとある世の昔は今より之にしのことし
八雲の道の下まで人ハもろふれハふとしみ
なげ神の志を成の道清の音をたし事
のちにハ今はわたくしまてあちうし世にも
古来のことわりのみやの作るところ
下よる神なとうま人へはりて一検校なし事

秘閣図書之章

いにしへよりいはれたるかうしの志らぬ
国よりわたり来にし物を見るにも心をとめて
書てよろつのとしのはしめその数々のふよの
みならぬとりあつめなる心をともていささか
たにほめるは余の歳とやよろつは海ちちつ
あらて中国の流立はさくことなかりしといふ
ことはねよ記し哉のわたりへみ西風をしお
楽物はやら年月は多みると考えいとお

は影もなく挿この布気をはしくな
けつとめしてふるさ銭しし津百年さ
あこら日毎し御代みよこそは昔と
残ましきましるをらないさし錦にせ
なるふみなしわりそれ文化やつはとし
静か意やれはかくして挿さ志賀次

和らかなる風俗はこの國の細戈千足
國にして人皆和なる物しくたちもち氣象
なむありける國にて海さわぎもちもちひろく
よ語のはじまりより筆にて記されたりとかきつき
示されし和歌ある人ゝの文あり又それ外の
漢詩歌文章もふかき気象よく通じ此親しと
古義いつはりなきしき風のてくらぶとも
きえほの月さ發して此中ヶ中ヶ筆をもて人すすむ

まの経あ得しそとゆるもほとの漢ことし
ら穂津國哉ら加ひ幸中終りここ変とふむ季
世哉あるにくひ八寸やよありて姓系ヤ経に
あそ世く達せりとい以を萬り常進も隠てあ
ものへ蔵け花お世れそまとらく代くの帝散
ことかれあのむるましに之津そりひ流く
媚こ月君中よりしまた帰ちふよあた散ちと
少々も哉姓さいなえ申い湯まも義とえありけ

名付奉るは螢縄抄となむ帰ちく螢火のかく
為く非と月縄子にあしと非のあくひまて
えらしらの浜國よあさするちとゆりとに
為ゆて非風り吹蔵くすと造申遂よらぬひ
なりしむ理まし哉世人よちりきむとく紀舞

文化八年二月五日

撿校保己一

螢蝿抄引用書目

舊事紀
日本後紀
續日本後紀
三代實録
日本紀畧
扶桑略記
百練抄
一代要記
帝王編年記
歷代皇紀
神皇正統録
神皇正統記
神明鏡
皇代略記
皇年代記
皇年代略記
大日本傳皇代記
天地根元歷代圖

和漢合符
日本運上録
興福寺年代記
大鏡
増鏡
伏見院御記
小右記
園太暦
吉續記
勘仲記

和漢合運
天正中年代記
如是院年代記
大鏡裏書
五代帝王物語
後崇光院御記
竹林院左府記
龙經記
仁部記
太田康有記

卧雲日件録
西宮記
朝野群載
善隣國寶記
太神宮例文
公卿勅使参宮次第
八幡愚童記
神功皇后繪詞
大安寺八幡縁起
藤森縁起

類聚三代格
北山抄
本朝文粋
類聚神祇本源
伊勢公卿勅使雑例
度會元長神祇百首
八幡愚童訓
由良八幡縁起
諏訪大明神繪詞
伊豫國三嶋社縁起

宇津宮大明神奇瑞記
類聚大補任
天台座主記
元亨釋書
興正菩薩傳
真源大照禪師行狀
日蓮註画賛
蓮公年譜
日蓮親書簱漫荼羅記
東寶記
春日社三十講最初御願文
仁和寺御傳
東寺長者補任
密嚴上人行狀記
忍性菩薩行狀略頌
妙慈弘濟大師行記
蓮公略傳
日蓮化導記
門葉記
醍醐枝葉抄

孔雀經御修法記
伽藍開基記
關東評定傳
新式目
保曆間記
竹崎五郎繪詞
龍造寺記
大中臣氏系圖
日下部氏系圖
大友家譜
五壇法記
将軍執權次第
北條九代記
成氏朝臣年中行事
太平記
豫章記
尊卑分脈
大藏氏系圖
北條系圖
宇都宮系圖

吉見系圖
菊池家譜
武藤少貳家譜
稲葉家譜
田尻家譜
西大寺文書
東寺文書
高野山文書
島津文書
野上文書
菊池系圖
武藤少貳系圖
河野家譜
宗家譜
常陸國吉田社文書
興福寺唐院文書
尾張國性海寺文書
東寺引付
志賀文書
田尻文書

菊池武朝申状
春乃深山路
國牛十圖
海人藻芥
東鏡末記
異稱日本傳
室親善申状
大槐秘抄
壒嚢抄
鎮西要略
弘安記
異賊襲來祈禱注録

螢蠅抄第一

神明鏡云蒙古我朝ヘ寄ル事開化ヨリ始ル仲哀ニハ新羅高麗百濟也仍神功皇后御對治其後欽明敏達推古天智宇多一條御宇也每度以神力對治中ニモ文永并弘安ニハ當以奇特神變共也一按（條當作後一條一代要記類聚大補任亦為一條誤）

類聚大補任云新羅國百濟國刀伊國（一名蒙古國一名、、國）軍渡時代第九代開化天皇十九年新羅國合戰十万八千人渡四十八年合戰二十万三千人渡第十四代仲哀天皇ニニ崩御之後皇后於豊浦嶋得如

意珠到高麗百濟新羅國降伏第十五代神功皇后
新羅合戰五度内廿年新羅軍三万八千人廿五年
五万三千人卅七年四万三千人四十四年十万人
五十一年十万人第十六代應神天皇廿三年新羅
軍来第卅代欽明天皇五年新羅軍来第卅一代敏
達天皇四年辛巳新羅軍起従大宰府迄明石浦皆
焼失第卅四代推古天皇八年庚申新羅合戰第卅
九代天智天皇元年百濟國軍舩七十艘二年同國
王卒四年新羅軍兵二万七千人第六十六代一條
院刀伊國異賊渡軍自開化天皇御宇至于一條院

御時十代間異國賊来叓以上十六箇度云々
八幡愚童記云倩筭異敵之襲来人皇九代開化天
皇四十八年廿二萬三千人仲哀天皇御宇廿萬三
千人神功皇后御代卅萬八千五百人應神天皇御
時廿五萬人欽明天皇御宇卅萬四百餘人敏達天
皇御代ニ八播磨國明石浦迄着ケリ推古天皇八
年四十三万人天智天皇元年二萬三千人桓武天
皇六年四十万人文永弘安御宇ニ至マテ以上十
一ケ度雖襲来皆追歸サレ多滅セリ
伊豫國三島社縁起云人皇九代開化天皇位四十

八年從異國我朝ニ渡十四代仲哀天皇位此御宇異
國塵輪ト云物長門國豊浦郡ニ渡十五代神功皇后位
從ニ異國朝敵渡十六代應神天皇位異國敵日本ニ渡
三十代欽明天皇位此代異國渡卅一代敏達天皇
位從ニ異國播磨國明石浦ニ攻寄舎光三暦壬辰扶桑州
蝦蟠州流泉州高麗國軍渡卅四代推古天皇位顧
轉元年辛丑從ニ異國渡卅九代天智天皇位白鳳元年
辛酉異國渡
一代要記云欽明天皇五年新羅軍来推古天皇八
年庚申或記云新羅合戰又云此御時異國軍從ニ太
宰府至ニ播磨國燒ニ明石浦一云ニ天智天皇元年壬戌
或記云今年百濟國軍船七十艘来二年癸亥百濟
滅或記云百濟王卒四年乙丑或記云三月新羅軍
兵二萬七千人伐ニ之一條院此御代刀夷國凶賊渡
自ニ開化天皇御宇一至ニ當代一異國賊卒来十六度
神功皇后縁詞云仲哀天皇御宇二年癸酉歳にあたりて
異國新羅國より數万の軍兵攻きたりて日本の城討捕
らむとする程に當皇みかとの御方の兵萬多人并官軍城
荒涼に相從ひて長門国豊浦にて異國の凶
賊征伐拒うしめ給ふ此時異國より塵輪と云惡鬼織出

者は赤く頭は八つありて形鬼神のごとくなりける
黒雲に乗て日本に来り人民をなやまし殺しけるを
ここに天皇安倍高丸介丸に仰せて惣の兵をしたがへさせ
塵輪ことなくて来るときを奏しければ人臣ともに是非
なやましく討事あたはずして我十万余の兵を以てふせぐ
者をと隣(?)なれると仰せらるにより彼二人ともに
誅罰して門の番を守護せしめ給ふにありて
塵輪黒雲に乗りて出来る高丸武内宿禰を以て
此由を奏せらるに御みづから弓をとり矢をはげて射させ
給へば塵輪が頭忽ちに射おとされて頭と身と二つに

なりけるに蒙古多くまかりける所に何ともなくきたりて流矢
まつりまたく玉躰にあたりて同九年二月六日御年五
十二にして筑紫の橿日の宮にて終に崩御年
又見八幡愚童記由良八幡大安寺八幡等縁起
舊事紀仲哀天皇紀云八年春正月天皇幸二筑紫一
討二熊襲一之議矣時有レ神託皇后一誨曰云二天皇不一レ
信神教一誨猶親撃二熊襲一中賊矢也九年春二月癸
卯朔丁未天皇忽有二痛身一而明日崩于時年五十
二即知下不レ信二神教一而中二賊矢一早崩之矣按日本紀一説亦為
天皇中賊矢崩然今不論之以有所憚也

天正中年代記云欽明天皇僧聽元庚午自新羅百
濟兵船六万艘責来（按庚午即位十三年也）舒明天皇和景縄
二乙未自異國兵船二万艘對馬迄責来（按乙未即位八年也）
和漢合符云推古天皇廿七丁丑新羅兵襲来
豫章記云益躬（府中樹下ニ御舘有仍樹下押領使ト云東禪寺ニ舘有号ニ鴨部大神）當國
國司ニ被任推古天皇御宇三韓襲来ル戎人八千人
鉄人為大将来然者伐射不叶以人為粮食筑紫九
ケ國者禦ニ手ナシ向者大半被打殺或山林逃隠
捴向者無之西國マテ打上ル爰益躬夷敵退治叓
家先例トテ勅ヲ承リ九州ニ發向シ見給フニ味
方一人モナシ詮方盡テ俄ニ知謀ヲ設先降ヲ乞
テ申様我生ナカラニシテ得武藝ト云ヘ共日本
武将劣識不知之去レハ日本ノ住居モ懶有願ハ
御手ノ奴ト作忠ヲ致恩顧ヲ蒙リ度也殊日本山
嶮水深無案内ノ人輙可透地ニ非ス我案内致存
知也先引可申ト云ケレハケニモ相好伶利諸藝可
将器量也トテ即降ヲ赦彼鉄人馬ヲ先立テ打上
ル程益躬如何近付寄テ伺ヒ見ニ鉄身ト云ヘ共
肉身ノ處可有思ヒ窺見行程ニ播磨國明石浦ニ
著此處ヨリ陸地ニテ風景面白處ナリト云ケレ

八舟ヲハ室津高砂ニ止馬共追下打兼蟹坂ヲ越
彼坂上レハ下ル坂ナレハ須磨ヤ明石ノ浦傳景モ
勝處ナレハ鉄人モ兼興足ヲ擧馬ノ上ヨリ遠見シ
テ彼是問ケルヲ答体ニテ見レハ足ノ裏ニ眼有
誠神明御示現ヨト喜テ袖下ニ隠持タル矢ノ鏃
ハ綿繰也名ニ掃鬼以令度亦擧處ヲ拋矢ニ被投ケレ
ハ趺ヨリ頭迄徹ケルホトニ馬ノ上ヨリ真倒落
此時迄出江橋立ト云益躬ノ被官ノ有ケルニ課
頭ヲ打セラル鉄人ナレトモ氣盡ヌレハ安ヽト首
刎是ヲ指上レハ夷國ノ習大將死スレハ士卒皆

自殺也或人八千人自害スルマヽ残黨共ハ忙然
迯方モ不知迷ヒケルヲ日本者共須磨垂水ノア
タリ迄逃延タル夷賊悉切捨ラル餘多切程打物
皆ホトヲリ返サレハサヽハ降ヲ赦シヨウロ筋
ヲ斷テ海邊ニ被放其子孫海士宿海ト成テ漁捕命
ヲ續ケル故ニ西國ノ海人河野下人タルヘシト
被定其間ニ残徒四國ノ地ニ渡テ濫妨シケルヲ益
躬下向有被追伐其被切捨タル處ヲ鬼谷ト云和
介郡三津北ニ有又播州大蔵谷ノ西ニ三島大明
神御坐ス益躬此時御勧請申ス其矢今ニ在之伊

豫國ニテハ鴨部大神ト号ス 又見河野稲葉等家譜

日下部氏系圖云表米養父郡大領天智天皇御宇異賊襲来時為防戦大将賜日下部姓於戦場忽被退異賊

神皇正統録云桓武天皇延暦六年丁卯歳夷國兵此國ヘ襲来ル

和漢合運云延暦六丁卯夷國襲来

按開化至桓武異賊事正史所不載也然諸書所記大同小異又似有據仍集為一巻以備後考

国立公文書館
National Archives of Japan